

在宅安心システム事業（緊急通報システム）のご利用について

お一人暮らし等の方が安心して生活できるよう、急な体調不良等に備えて、緊急通報ができる機械をお貸しします。緊急時の連絡体制を確保することで、安心・安全な生活を過ごせるように支援します。

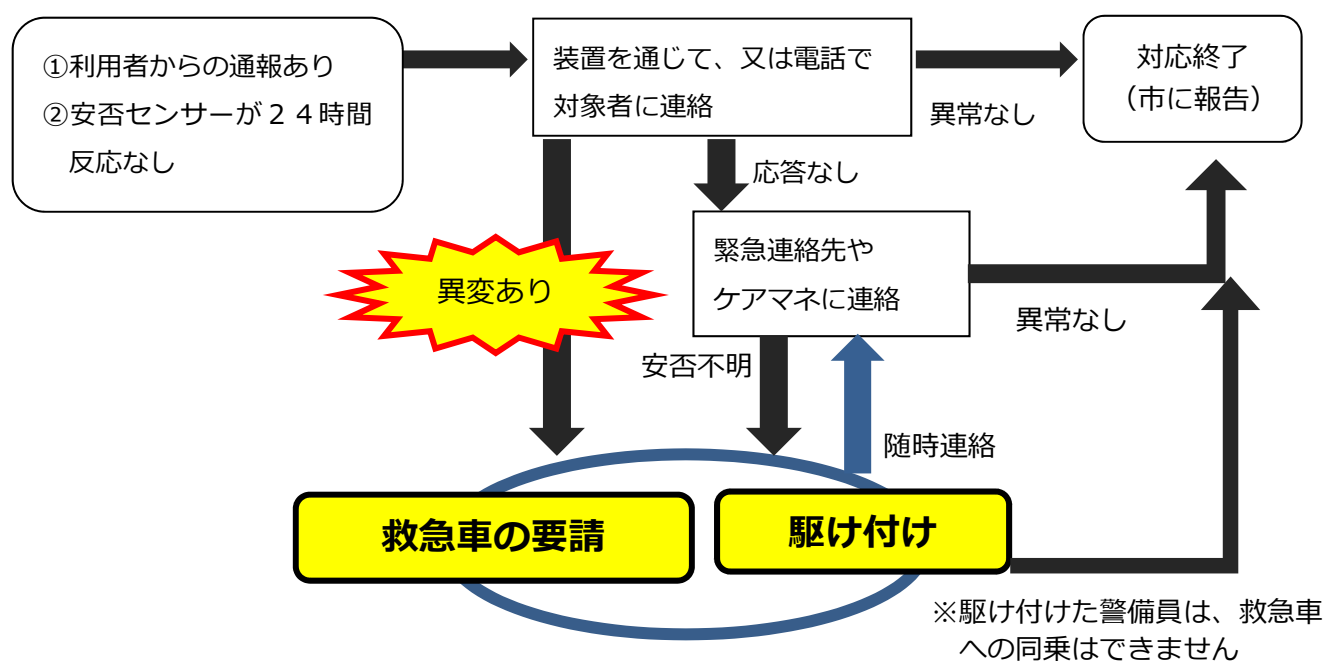
1 サービス内容

急に体調が悪くなったときに緊急通報ボタンを押すことで、警備業者が24時間365日体制で安否確認、救急車の手配、緊急連絡先への連絡を行います。

※警備業者に委託していますが、防犯目的の機器ではありません

※駆け付け対応をしておりますが、駆けつけた業者が介護・医療行為をするわけではありません。

状況確認をし、緊急連絡先への連絡や救急要請をします。



2 対象者

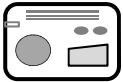
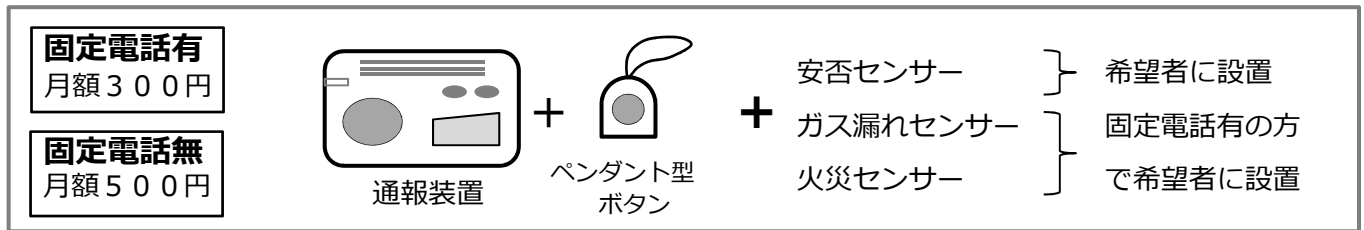
65歳以上の藤枝市内で在宅の人で、下記(1)～(4)のいずれかに当てはまる人が対象です。

- (1)一人暮らしの人
- (2)介護認定を受けている人や障害者手帳を持つ人だけで構成される世帯
- (3)同居人が、要介護3～5で寝たきり状態の人
- (4)日中、上記(1)～(3)の状態になる世帯

※対象世帯であっても、65歳未満の方は登録できません

※(4)不在の理由が、仕事や別居する家族の介護等の場合に限りです

3 貸与機器と利用料金 ※設置料金はかかりません



固定電話の近くに設置する親機です。業者と会話ができるスピーカーと、緊急ボタンがついています。充電不要です。



小型のペンダント型ボタンです。紐を通せば、首にかけることもできます。こちらを押すと、上記の親機を通じて緊急通報ができます。ペンダント型ボタンの使用範囲は自宅の敷地内です。充電不要（電池式）

- | | |
|-----------------|---|
| 安否センサー | トイレの扉や冷蔵庫の扉などの隅に取り付けます。
マグネット式で、扉の開閉を感知します
24時間扉の開閉がなかった場合、業者が対応を行います。※希望者のみ設置します |
| 火災・ガス
漏れセンサー | 火災やガス漏れを検知すると、業者に通報が届きます。親機とコードで繋いで使用する
ので、壁にコードの一部を張り付ける場合があります。借家やアパート等の場合は、
貸主や管理会社の許可をもらっておいてください。 ※固定電話有の方で
希望者に設置します |

4 利用料の納め方

- (1)設置月の翌月に、年度末までの利用料について納付書をお送りします。
次年度からは、毎年7月に1年間分の納付書をお送りします。
(納付書は、金融機関の窓口でのみお支払い可能です。
郵便局・コンビニでの振込、口座振替は対応していませんのでご了承ください。)

- (2)納付書は、ご家族宛に送付することも可能ですのでご相談ください。

※別途、費用がかかる場合があります。

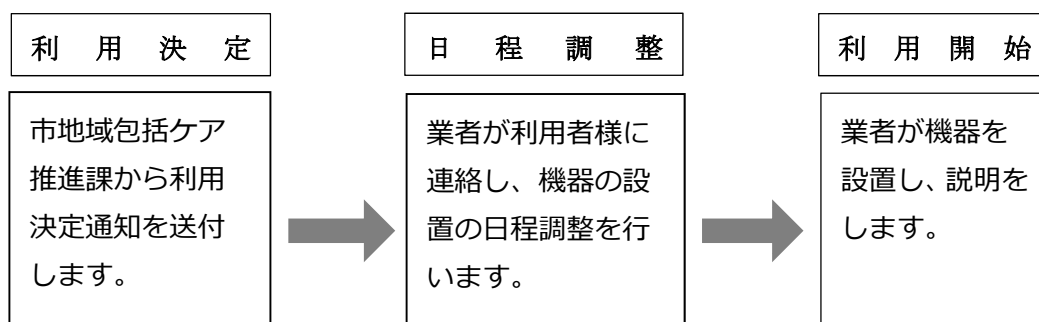
- ・固定電話有では、通信料が電話料金に上乗せされます。（動作確認のため）
- ・機器をなくしてしまった場合、利用者の故意や過失で機器を壊してしまった場合。
- ・緊急対応以外の目的で駆け付けを要請した場合。（部屋の片づけの手伝い、おむつ交換の手伝いなど）
- ・自宅に設置してある機器を引っ越し先に移す場合や、センサーの取り付け場所を変更する場合。
- ・機種の利用を中止してから6か月以内に、再申請し、利用する場合。

5 申請方法について

申請先 : 地区の民生委員 (分からない場合は地域包括ケア推進課へお電話ください)

申請書類 : 2枚 (申請書、利用者情報書)

設置までの流れ



6 申請前の注意点

・センサーの設置について

安否センサー、火災センサー・ガス漏れセンサーの設置は希望者です。

火災センサーやガス漏れセンサー等は、壁に直接取り付けるため、外したときに壁紙がはがれるおそれがあります。借家の場合は必ず持ち主の了承を得てください。

※市営住宅や県営住宅にお住まいの場合は他にも書類が必要となりますので、ご連絡します。

※火災センサー・ガス漏れセンサーの設置は固定電話有の方のみです。

・山間部にお住まいの方

申請後、設置業者が設置可能かどうかの判断のためにご自宅に伺う場合があります。

以下の地域において利用不可もしくは利用に制限がかかる場合があります。

(駆け付け時間や電波状況のため)

岡部町青羽根	岡部町新舟	滝沢
岡部町入野	岡部町野田沢	寺島
岡部町内谷	岡部町羽佐間	西方
岡部町岡部	岡部町宮島	本郷
岡部町桂島	岡部町三輪	宮原
岡部町玉取	岡部町村良	瀬戸ノ谷
岡部町殿	北方	

7 利用時のお願い・留意事項

- ・安否センサーを設置すると、設置した扉を24時間開閉しなかった場合に業者が対応します。

外泊時には設置業者・市役所へご連絡ください。

(利用休止中も利用料金がかかります)

- ・ 駆け付けた業者は、医療行為や介護行為を行うことができません（救急車への同乗もできません）
介護行為を目的とした駆け付け要請はお断りしていますのでご了承ください。

例①：ベッドから落ちて動けない、起き上がらせてほしい ⇒駆け付けできません

例②：ベッドから落ちて動けない、救急車を呼んでほしい ⇒救急車の手配をします

例①の場合、駆けつけし介助することができません。代わりに、ケアマネジャーや家族へ連絡し状況説明をさせていただくことはできます。

- ・ 利用決定通知対象者で亡くなった場合や、同居人の転居等により世帯状況が変わった場合は、
下記担当課にご連絡ください。

お問い合わせ先

〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山1丁目11-1

藤枝市地域包括ケア推進課 医療・介護連携係

電 話：054-643-3225

FAX：054-643-3506